

# 大川村人事行政の運営等の状況 (令和6年度)

## 第1章 職員の給与・定員管理の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

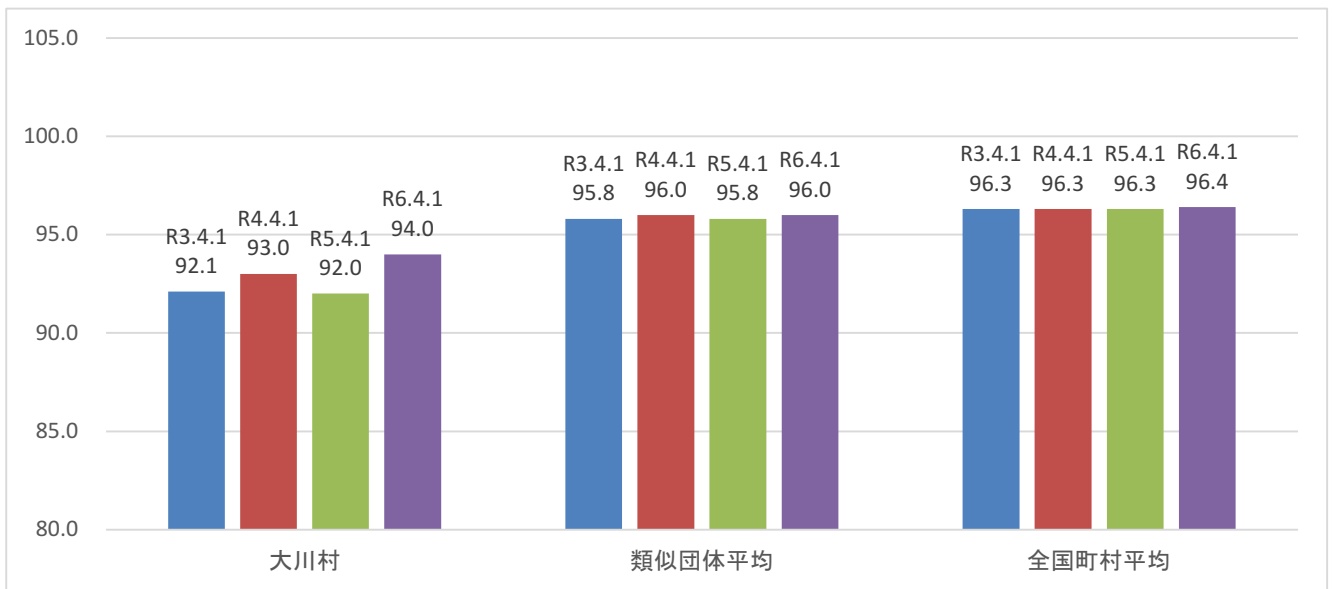
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	355人	1,712,435千円	38,079千円	259,806千円	15.2%	16.5%

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和5年度	20人	61,283千円	10,133千円	26,108千円	101,774千円	5,089千円	5,514千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動

#### (4) 給与改定の状況

大川村は、人事委員会は設置していない。

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円	円	円 ( %)	%	%	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の5月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

##### ②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月	月	月	月	月	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

実施  未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成29年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.5%引下げ。  
激変緩和のため、1年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ②地域手当の見直し

支給対象地域なし

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

##### ③その他の見直し内容

なし

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額	
							(国ベース)	
大川村	40.6	歳	309,700	円	349,600	円	340,000	円
高知県	41.7	歳	309,796	円	375,027	円	330,438	円
国	42.1	歳	323,823	円	—	円	405,378	円
類似団体	41.0	歳	299,781	円	343,406	円	328,800	円

#### ②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	
大川村	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち	歳	人	円	円	円		歳	円	
高知県	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
国	歳	人	( ) 円	—	( ) 円	—	歳	円	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大川村	歳	人	円
うち	歳	人	円
うち	歳	人	円
高知県	歳	人	円

※ 民間のデータは、賃金構造基本統計調査のいて公表されているデータを使用している。(平成～年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大川村	— 歳	— 円	— 円
高知県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		大川村	高知県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	201,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

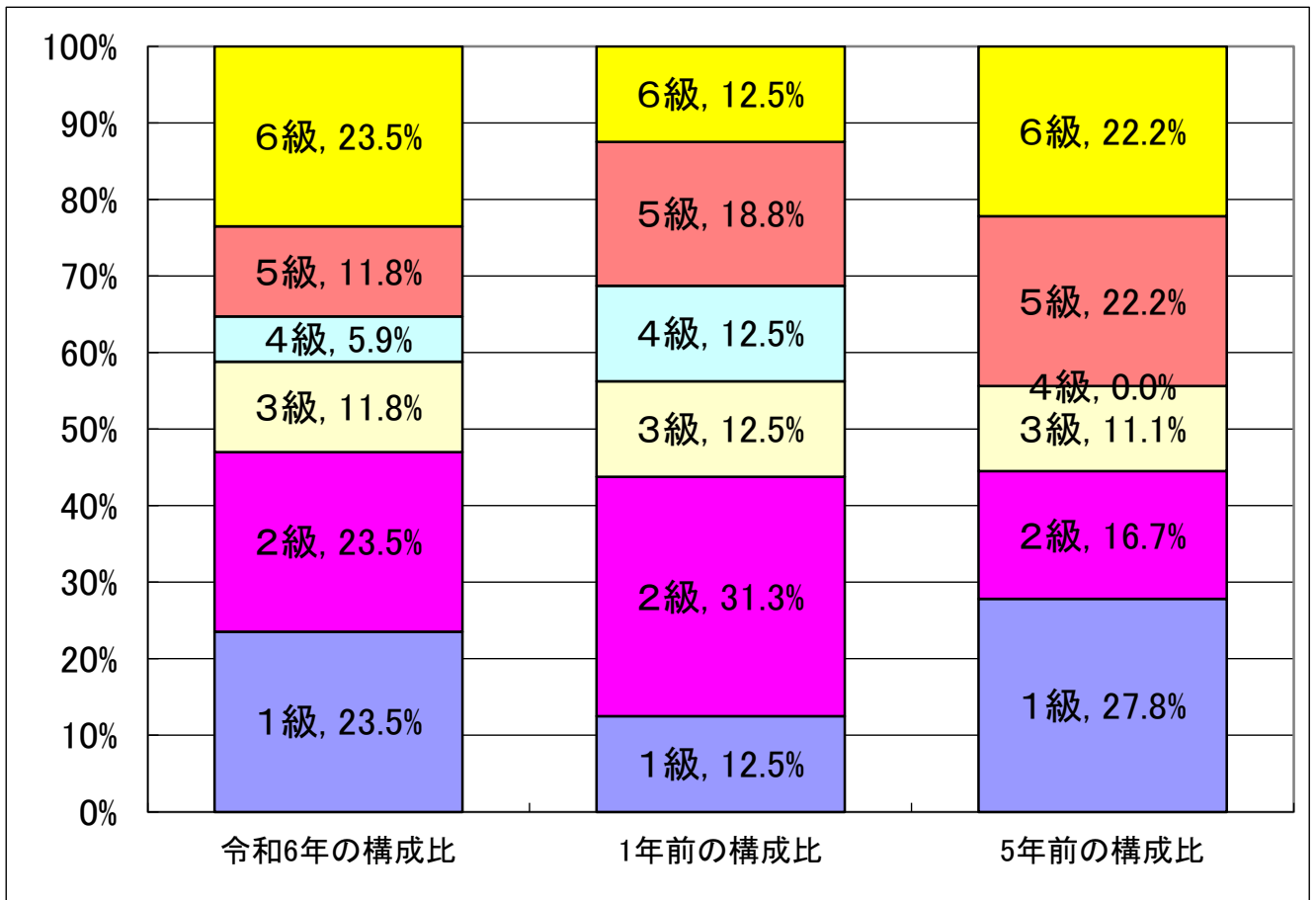
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

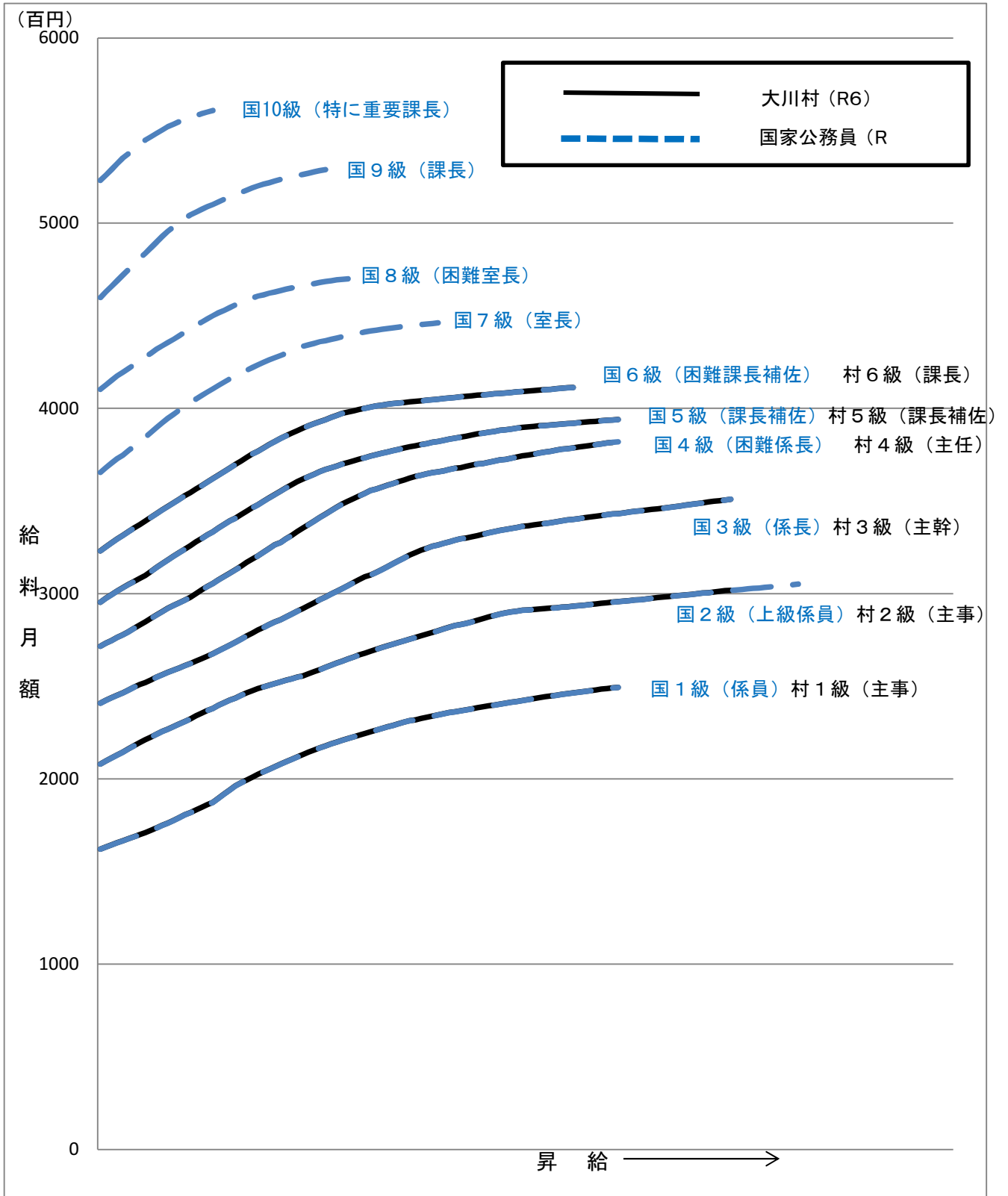
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	4 人	23.5%	162,100 円	249,400 円
2 級	主事の職務	4 人	23.5%	208,000 円	301,800 円
3 級	主幹の職務	2 人	11.8%	240,900 円	351,000 円
4 級	主任の職務	1 人	5.9%	271,600 円	381,700 円
5 級	課長補佐、教育次長、事務長	2 人	11.8%	295,400 円	394,000 円
6 級	参事、課長、教育次長、会計管理者	4 人	23.5%	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 大川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職) (大川村)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

大川村		高知県		国	
1人当たり平均支給額 令和5年度 1,358 千円		1人当たり平均支給額 令和5年度 1,546 千円		—	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.975) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.35) 月分 (0.925) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.4) 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (大川村)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

##### (2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

大川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 — 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %

##### (4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度決算)		— 円	
手当の種類 (手当数)		— 円	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算) 左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症菌の付着した物件の処理作業	千円 日額1,000円

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	3,298 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	183 千円
支給実績 (令和4年度決算)	3,071 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	171 千円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 (扶養親族の内15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同	—	千円 2,556	円 232,364
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて、最高27,000円まで支給	異	民間家賃分未加算	千円 2,640	円 203,108
通勤手当	1 交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 2 自動車等利用者 利用距離に応じて2,000円～31,600円	同	—	千円 731	円 656,262
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に125/100から150/100までの割合を乗じて得た額	同	—	千円 0	円 —
宿日直手当	4,400円			千円 541	円 30,067
管理職手当	6級 17,000円	異	6級職に定額支給	千円 816	円 204,000
管理職特別手当	6級職週休日等勤務5,000円	異	支給額	千円 30	円 7,500

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	村 長	600,000 円	( 600,000 円 )
	副 村 長	540,000 円	( 540,000 円 )
報酬	議 長	220,000 円	( 220,000 円 )
	副 議 長	166,000 円	( 166,000 円 )
	議 員	147,000 円	( 147,000 円 )
期末手当	村 長	(令和5年度支給割合) 2.6 月分	
	副 議 長	(令和5年度支給割合) 2.6 月分	
退職手当	村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 村 長	在職年方式 12,000 千円	退職時 (任期毎)
	備 考	在職年方式 6,480 千円	退職時 (任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

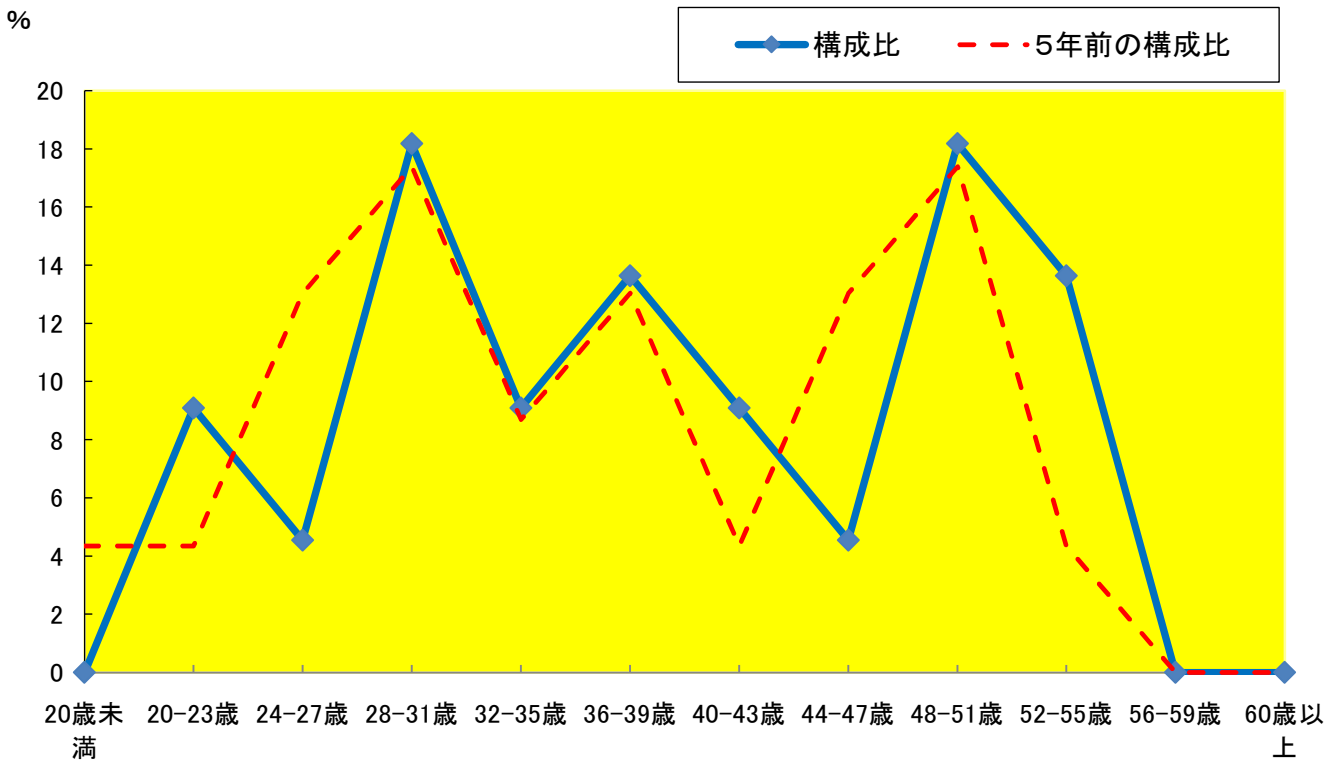
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分 区	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
	令和5年	令和6年				
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	欠員無補充
		総務	5	8	0	
		税務	1	1	0	
		農林水産	3	2	0	
		商工	1	0	0	
土木衛生		1	1	0		
計	4	4	0			
		2	2	0		
	教 育	2	2	0	(教育長含む)	
	小 計	20	21	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 535.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.97 人)	
公営企業会計部門	水 道	0	0	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	1	1	0		
	小 計	1	1	0		
合 計	21	22	0	<参考> 人口1000人当たり職員数 619.72 人		
		[26]	[26]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	3人	2人	2人	3人	3人	0人	2人	6人	0人	0人	22人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	19	19	20	19	18	19	0 ( 100% )
教育	3	2	2	2	2	2	-1 ( 67% )
消防	22	21	22	21	20	21	-1 ( 95% )
普通会計計	0	0	0	0	0	0	0 ( — )
公営企業等会計	1	1	1	1	1	1	0 ( 100% )
総合計	23	22	23	22	21	22	-1 ( 96% )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

事業なし

## 第2章 職員の任用の状況

### 1 任用の状況

#### (1) 採用者数

令和6年度に新たに採用された職員の状況 (単位：人)

区分	男	女	計
一般行政職	0	1	1

#### (2) 退職者数

令和6年度に退職した職員の状況 (単位：人)

区分	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	死傷病	計
一般行政職	0	0	1	0	1

## 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで (午前8時30分から午後5時15分まで)

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日まで

### 2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇がある。

#### (1) 年次有給休暇

有給による休暇で、1年につき20日間付与され、1日又は1時間単位で取得することができる。

(翌年への20日以内の繰越が認められており、最高40日間となる。)

#### (2) 病気休暇

職員が負傷または疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができる。

- ・公務傷病によるもの 3年以内
- ・一般の傷病によるもの 90日以内 (結核性疾患は、1年以内)

(3) 特別休暇

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年につき5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）
(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
(2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって村長が定めるものにおける活動	
(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
(4) 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動	
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
5の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の人工授精に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間
6 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から1年間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
9 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、16時間）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、時間）
10 職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後1年間を経過する日までの期間内における5日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、40時間におけるその者の勤務時間（当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間。）を40時間で除して得た数の時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、時間）
11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして村長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
12 要介護者の介護その他の村長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間

#### (4) 介護休暇

職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、取得する期間は無給。

連続する6ヶ月の期間内において1日又は1時間単位で取得することができる。その勤務しない時間につき給与額を減額する。

### 3 育児休業等

#### (1) 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給。

#### (2) 部分休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を越えない範囲で、30分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給。

## 第4章 職員の服務状況

### 1 年次有給休暇の取得状況

令和5年平均取得日数（消化率）	9.4 日	（ - ）
-----------------	-------	-------

### 2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

#### (1) 育児休業（令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数）

（単位：人）

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

#### (2) 部分休業（令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員数）

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

#### (3) 介護休業（令和5年度中に新たに介護休業を取得した職員数）

（単位：人）

区分	介護休業 取得者数	介護休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

## 第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分

#### (1) 分限処分者数 (令和5年度)

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

### 2 懲戒処分

#### (1) 懲戒処分者数 (令和5年度)

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数	0	0	0	0	0

#### (2) 処分の事由別状況 (令和5年度)

(単位：人)

区 分	給与・任用に関する不正	一般服務違反関係	一般非行関係	収賄等関係	道路交通法	監督責任	合計
処分等の事由別状況	0	0	0	0	0	0	0

## 第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 研修の状況

研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的として、毎年実施している。令和5年度に実施した研修実績は下記のとおりである。

#### (1) 内部研修

実施主体	研 修 名	研修期間 (日)	受講者数 (人)
大川村	職員研修	0	0
	その他研修	0	0
	合 計	0	0

#### (2) 外部研修

実施主体	研 修 名	研修期間 (日)	受講者数 (人)
こうち人づくり 広域連合	新規採用研修	0	0
	基本研修 (一般職)	3	3
	採用2年目職員研修	0	0
	採用3年目職員研修	1	1
	採用5年目職員研修	6	3
	採用10年目職員研修	0	0
	採用15年目職員研修	1	1
	基本研修 (管理職)	0	0
	議会事務局職員研修	0	0
	係長研修	0	0
	課長補佐研修	0	0
	課長研修	0	0
	その他研修	0	0
	トップセミナー	0	0
合 計	11	8	

## 2 勤務成績の評定状況

人事評価制度を導入しており、昇給等勤務成績に反映している。

## 第7章 職員の福祉について

### 1 健康診断の実施

職員の健康と安全を確保するため、毎年度定期健康診断を実施している。

### 2 労働安全衛生

衛生委員会を設置予定。

### 3 公務災害の認定状況

公務災害の種類		令和5年度（人）	
		傷病	死亡
新規認定件数	公務災害	0	0
	通勤災害	0	0

※ 公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費が補償される。

### 4 福利厚生事業の状況

福利厚生事業費 (令和5年度)	財源内訳		互助会への職員掛金	互助会への公費負担率
	定期健康診断 委託料	互助会への 公費負担額		
千円 832	千円 0	千円 832	千円 832	% 0.5

※ 1 互助会とは、(財)高知縣市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員がお互いに助け合うことにより、福祉の増進や生活の向上を図り、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としている。

2 互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の3つがある。

## 第8章 職員の利益の保護について

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	令和5年度（件）
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0

### 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（公平委員会）

業務の状況	令和5年度（件）
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること	0